
安来市第 3 期
障がい者基本計画
(素案)

平成 30 年度～平成 35 年度

平成 30 年 3 月
安来市 福祉課

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. はじめに	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の目標と基本理念	2
4. 計画の性格および位置づけ	3
5. 計画の対象	3
6. 計画の期間	4
第2章 障がいのある方を取りまく状況	5
1. 安来市の現況	5
2. 障がい者施策に関する市民意識	12
第3章 基本施策	16
施策の体系	16
1. 差別の解消及び権利擁護の推進	17
2. 自立した地域生活の支援	23
3. ライフステージに対応した支援の充実	32
4. 保健・医療の充実	38
5. 住みよいまちづくりの推進	43
第4章 計画の推進体制	49
1. 各関係機関等との連携	49
2. 計画の進捗状況の点検・評価	49

第1章 計画の基本的な考え方

1. はじめに

だれもが安心して自立した日常生活を営み、いきいきと暮らせるまちづくりは、安来市民みんなの願いです。その願いを実現するためには、障がいのある人もない人も、みんなで支えあい、誰もがすみよいまちにしていくことが大切です。

2. 計画策定の趣旨

安来市（以下、「本市」という。）では、平成20年3月に「安来市障害者基本計画」を策定しました。その後、平成25年3月には国や島根県の障がい者施策の改革に対応して、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「安来市第2期障がい者基本計画」を策定し、福祉だけでなく、教育、保健・医療、雇用・就労など、幅広い分野にわたって障がい者施策を総合的に展開してきました。

この計画の期間中、国では「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が制定されるなど、関連する国内法の整備が進められました。この条約は平成26年1月に批准され、現在は障がい者の権利の実現や差別の解消の取り組みが、国際水準で推進されています。その他、平成28年には「障害者総合支援法」や「発達障害者支援法」の改正などが行われるなど、現在まで障がい者に関するさまざまな法整備が行われています。

本市では、これらの新たな法制度やこれまでの取り組み状況をふまえ、平成27年3月に策定した「安来市地域福祉計画（第2期計画）」などのもと、障がいの有無にかかわらず、市民みんなが助けあい、支えあって、いきいき輝く安来市の実現に向けて、新たな「安来市障がい者基本計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加の支援など、施策の総合的・計画的な推進を図っていきます。

3. 計画の目標と基本理念

障害者基本法第 1 条に規定されているように、障がい者施策は、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有^{*}するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら、支えあい、共に生きる社会の実現をめざします。

※享有…権利・能力などを、人が生まれながら身につけて持っていること。

目標 地域の住民とともに支えあう「地域共生社会」の実現

また、目標とする社会の実現に向けて、本市における障がい者施策がめざすまちづくりの理念を次のとおり定めます。

基本理念① お互いを理解し、一人ひとりを尊重するまちづくり

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるまち

基本理念② 障がいの有無にかかわらず、人権をまもるまちづくり

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあうことができるまち

基本理念③ 身近な地域で必要な相談と支援が受けられるまちづくり

可能な限りその身近な場所において必要な相談や支援が受けられるまち

基本理念④ ともに学び、ともに働くまちづくり

だれもが地域の学校で学べ、社会活動に参加でき、目標や生きがいをもつことができるまち

基本理念⑤ 住みたい場所で、地域の人と共生するまちづくり

どこでだれと生活するかという選択の機会が確保され、地域社会において周りの人たちとともに生活できるまち

基本理念⑥ ささまざまなバリアフリーを実現するまちづくり

障がいのある人の活動に障壁（バリア）となる、物理的、制度的、文化的、情動的、意識的な障がいが少ないまち

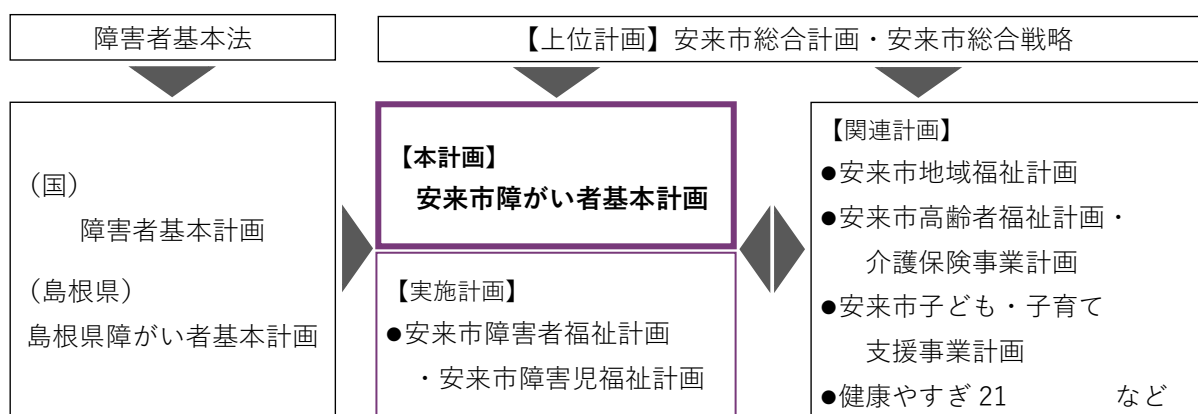
4. 計画の性格および位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項にもとづいて策定する「市町村障害者計画」です。障がい者の自立および社会参加の支援のため、施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するもので、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、国の「障害者基本計画」、島根県の「島根県障がい者基本計画」の内容を十分にふまえるとともに、「安来市総合計画」をはじめとする各分野の関連計画との整合性を図りながら、今後 6 年間の障がい者施策の基本的な方向を示します。



計画の位置づけのイメージ

5. 計画の対象

この計画では、障がい者や難病患者、およびその家族や介助者など、障がいや社会的障壁*によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

また、社会的障壁など、障がい者などを取りまく環境や地域社会など、生活全般にわたるまちづくり全体のあり方も対象とします。

※社会的障壁…障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるもの（利用しにくい施設や制度、慣行、観念など）。

6. 計画の期間

この計画は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年間の計画とします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

区分 / 年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者計画 障害者基本法第11条第3項			第1期 障害者基本計画			第2期 障がい者基本計画 (現計画)					第3期 障がい者基本計画							
障害福祉計画 障害者総合支援法第88条第1項			第1期	第2期	第3期	第4期 (現計画)	第5期											
障害児福祉計画 児童福祉法第33条の20													第1期					

本計画および障害者・障害児福祉計画の期間

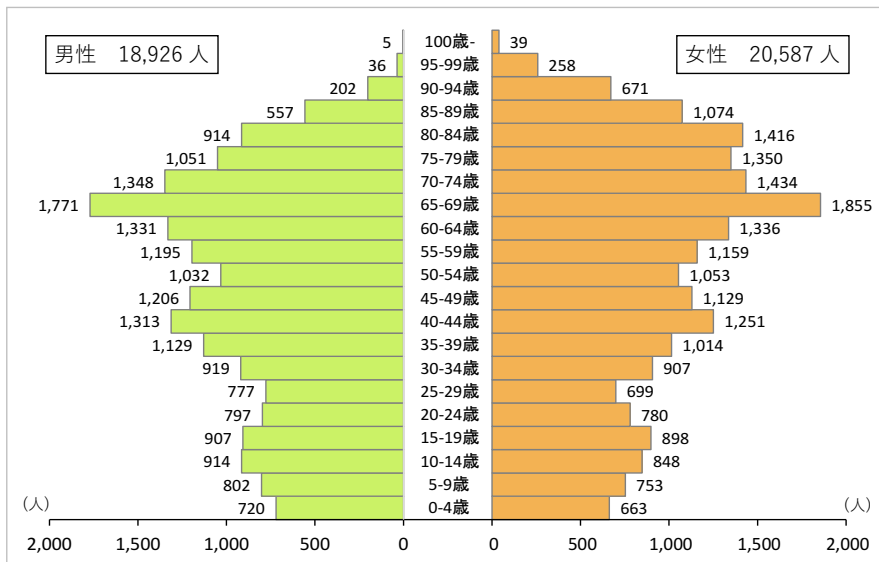
第2章 障がいのある方を取りまく状況

1. 安来市の現況

(1) 総人口の現状・推移

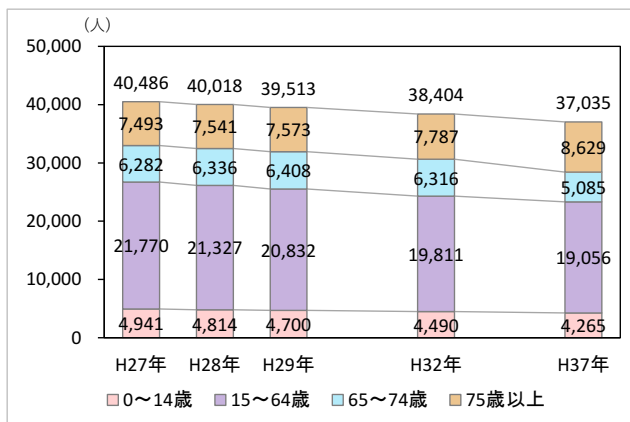
本市の総人口は、平成29年9月現在、39,513人です。5歳階級別にみると、人口の最も多い世代は「団塊の世代」で、すでに65歳以上の高齢者に達しています。近年は総人口が減少傾向ですが、高齢者人口は平成29年まで増加し続けています。今後、高齢者人口全体としては減少に転じると推計されていますが、75歳以上に限ってみると平成37年まで増加する見込みとなっています。

高齢化率は現在約35%で、島根県平均よりやや先行して上昇傾向です。



年齢階級別人口

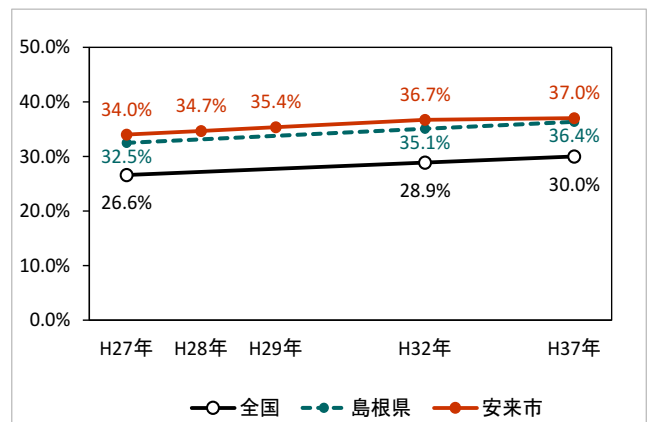
出典：平成29年9月末現在 住民基本台帳



年齢別人口推移

出典：平成27・28・29年(各年9月末現在) 住民基本台帳

平成32・37年(各年度末時点) 安来市人口ビジョンにもとづく推計



高齢化率推移

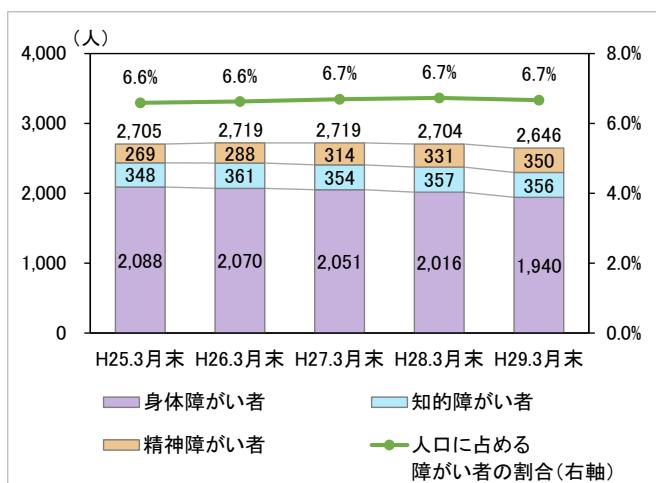
(2) 障がい者などの現状【出典：安来市福祉課(平成 29 年 11 月調べ)】

● 障がい者全体

安来市内の障がい者は 2,646 人で、4 年前に比べ 59 人、2.2%減少しています。

人口に占める障がい者の割合は 6.7%です。これは全国 (6.7%) と同じ水準で、島根県 (7.3%) と比較すると低くなっています。

4 年前と比較すると、障がい者の数は減少していますが、人口に占める割合は 0.1 ポイント上昇しています。



安来市の障がい者数の推移

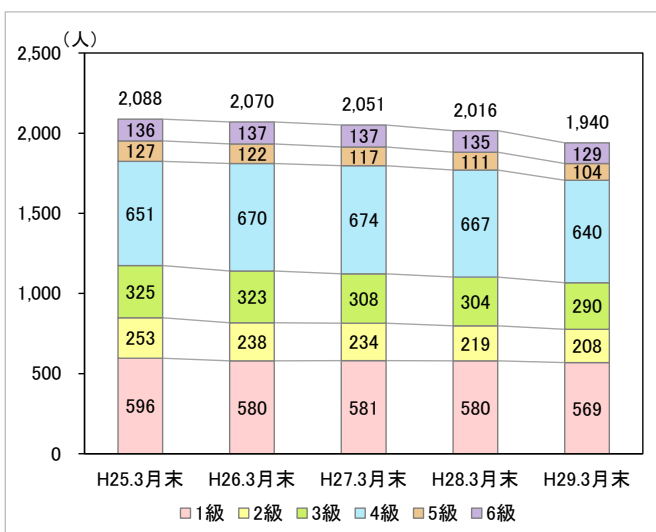
● 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は 1,940 人で、この 4 年間、減少し続けています。

障がいの等級別では 4 級、1 級の順に多く、それぞれ約 30% ずつを占めています。

年齢別では 65 歳以上の高齢者が 1,592 人と最も多く、約 80% を占めています。

障がいの種類別では、肢体不自由が全体の半分にあたる 1,012 人と最も多く、内部障害、聴覚・平衡機能障害と続いています。



安来市の等級別身体障害者手帳所持者の推移

安来市の年齢階層別身体障害者手帳所持者数

	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数	24	324	1,592	1,940
構成比	1.2%	16.7%	82.1%	100.0%

安来市の障がい種類別身体障害者手帳所持者数

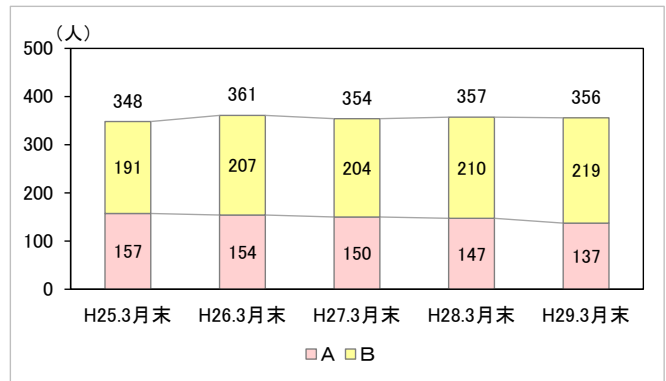
	肢体不自由	内部障害	聴覚・平衡機能障害	視覚機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	合計
人数	1,012	475	339	92	22	1,940
構成比	52.2%	24.5%	17.5%	4.7%	1.1%	100.0%

● 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は 356 人で、この 4 年間は 350 人前後で推移しています。

障がいの程度別では B（中～軽度）が多く、全体の約 60%を占めています。

18 歳未満の療育手帳所持者は 70 人で、全体の約 20%を占めています。



安来市の療育手帳所持者の推移

安来市の年齢別療育手帳所持者数

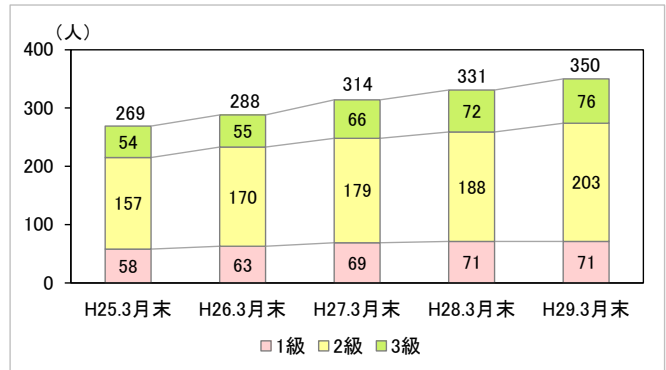
	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数	70	246	40	356
構成比	19.7%	69.1%	11.2%	100.0%

● 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）受給者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は 350 人で、この 4 年間増加し続けています。

障がいの程度別では 2 級（中度）が最も多く、約 60%を占めています。

年齢別では 18-64 歳が 244 人と最も多く 70%を占めていますが、65 歳以上の高齢者も全体の約 26%にあたる 92 人います。



安来市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移
安来市の年齢階層別

精神障害者保健福祉手帳所持者数

	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数	14	244	92	350
構成比	4.0%	69.7%	26.3%	100.0%

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は 826 人で、その年齢構成に精神障害者保健福祉手帳所持者との大きな違いはありません。

安来市の年齢階層別
自立支援医療受給者数

	18歳未満	18-64歳	65歳以上	合計
人数	27	612	187	826
構成比	3.3%	74.1%	22.6%	100.0%

自立支援医療（精神通院医療）受給者の
疾患名から把握した安来市の発達障がい

	発達障がい者数	自立支援医療受給者数
人数	53	826
割合	6.4%	-

● 発達障がい※者（児）

障害者手帳のように対象者を個別に規定する制度がないため、実態把握は困難ですが、自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾患名から把握できる発達障がい者数は53人です。

平成25年度に実施された島根県調査によると、通常学級に在籍しているが、学習上又は行動上著しい困難や問題が見られるため、特別な配慮を必要とする児童・生徒は、小学校で約8%、中学校で約6%となっています。この調査にもとづいて本市における特別な配慮が必要な児童・生徒数を推計すると、小学校で160人、中学校で60人となります。

通常学級に在籍する幼児・児童・生徒のうち
特別な配慮が必要な者の割合
(平成25年島根県調査)

	幼稚園・保育所	小学校	中学校	高等学校
割合	5.7%	8.3%	5.9%	1.7%

注) 医師の診断や専門家の判断によるものではないため、必ずしも発達障がいのある幼児・児童・生徒の割合を示すものではない。

安来市の特別な配慮が必要な児童・生徒
数

	小学校	中学校	計
人数 (推計値)	160	60	220

※発達障がい…脳機能の発達に関係する障がい。行動や認知の特徴により、自閉症スペクトラム障がい（ASD）（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（AD・HD）など、いくつかのタイプに分類される。一般的にコミュニケーションや対人関係をつくることに困難を感じるといわれている。

● 難病^{※1}患者【出典：松江保健所】

特定医療費（指定難病^{※2}）受給者数は351人で、そのうちの約60%を高齢者が占めています。

対象疾病（指定難病）は平成29年3月までは306疾病でしたが、4月より330疾病に拡大されており、患者数の増加が見込まれます。

安来市の特定医療費（指定難病）受給者数

年齢区分		40歳未満	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
平成24年 10月末	人数	39	105	65	96	305
	構成比	12.8%	34.4%	21.3%	31.5%	100.0%
平成28年 3月末	人数	54	101	100	96	351
	構成比	15.4%	28.8%	28.5%	27.4%	100.0%

※1 難病…発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

※2 指定難病…難病のうち、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、次の2条件を満たすもの。

- ①患者数が日本において一定の人数に達していない
- ②客観的な診断基準が確立している

（3）保育・教育の現状

● 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率は高く、いずれの検診も85%を超えています。5年前と比較すると、乳児一般検診の受診率は下がっていますが、それ以外の受診率は上がっています。

安来市の乳幼児健康診査の受診状況

		乳児一般	4ヶ月児	9ヶ月児	1歳6ヶ月児	3歳児
平成 23年度	対象者数	259	292	330	341	318
	受診者数	242	285	300	322	304
	受診率	93.4%	97.6%	90.9%	94.4%	95.6%
平成 28年度	対象者数	286	261	274	294	266
	受診者数	244	256	266	289	264
	受診率	85.3%	98.1%	97.1%	98.3%	99.2%

出典：安来市子ども未来課（平成28年実績）

● 障がい児保育

障がい児保育は平成28年度には9施設で実施され、19人が利用しています。5年前と比較すると、実施施設は2施設、利用児童は8人増加しています。

安来市の障がい児保育の状況

	実施施設数	実利用児童数
平成23年度	7	11
平成28年度	9	19

出典：安来市子ども未来課（平成28年実績）

● 特別支援教育

特別支援学級は平成 29 年 5 月 1 日現在、小学校で 30 学級、中学校で 12 学級が設置されています。5 年前と比較すると、学級数及び児童・生徒数ともに増加しています。

特別支援学校については平成 29 年度現在、小・中・高等学部及び専攻科合わせて 49 人が就学しています。5 年間前と比較すると、人数は横ばいですが、小学部の就学者数は減少し、中学部の就学者数が増加しています。

安来市の特別支援学級の状況

	小学校		中学校	
	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成24年度	28	60	9	23
平成29年度	30	73	12	34

出典：学校基本調査（文部科学省）

安来市から特別支援学校への就学者数

	小学部	中学部	高等部	専攻科
平成24年度	14	7	26	-
平成29年度	5	15	28	1

出典：島根県特別支援教育課

（４）雇用の現状【出典：厚生労働省島根労働局（平成 29 年 6 月 1 日現在）】

● 企業における障がい者雇用

ハローワーク安来管内には、障害者雇用率制度^{※1}の対象となる企業が 31 社あります。雇用されている障がい者は 122.0 人、実質雇用率は 2.24%となっています。5 年前と比較すると、雇用されている障がい者は 34.5 人増加し、実雇用率は 0.57 ポイント上昇しています。

また、障害者雇用率制度の対象とならない小規模企業^{※2}は 10 社あり、雇用されている障がい者は 22.5 人、実雇用率は 6.11%となっています。

安来市内の障害者雇用率制度対象企業
における障がい者雇用の状況

	企業数	常用 労働者数	障がい者数	実雇用率
平成24年度	30	5,253.0	87.5	1.67%
平成29年度	31	5,436.0	122.0	2.24%

安来市内の小規模企業における
障がい者雇用の状況

	企業数	常用 労働者数	障がい者数	実雇用率
平成29年度	10	368.5	22.5	6.11%

● 市役所などにおける障がい者雇用

市役所で雇用されている障がい者は11人で、実雇用率は2.52%となっています。

教育委員会では1人が雇用され、実雇用率は1.40%、市立病院では2人が雇用され、実雇用率は1.96%となっています。

安来市役所における障がい者雇用の状況

	職員数	障がい者数	実雇用率
平成24年度	431	9	2.09%
平成29年度	437	11	2.52%

安来市関連機関における障がい者雇用の状況

	職員数	障がい者数	実雇用率
市教育委員会	71.5	1	1.40%
市立病院	102	2	1.96%

※1 障害者雇用率制度…障害者雇用促進法により、全ての事業主には、一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。

制度対象となる事業主区分	法定雇用率	【実雇用率(%)の算定方法】 $\frac{\text{障がい者数}}{\text{常用労働者または職員数}} \times 100$
民間企業(常用労働者数 50人以上)	2.0%	
国、地方公共団体等(職員数 43.5人以上)	2.3%	
都道府県等の教育委員会(職員数 45.5人以上)	2.2%	

※2 小規模企業…常用労働者数が30人以上50人未満の民間企業

(5) 障がい福祉の現状

● 障がい者支援事業所

本市には15カ所の障害福祉サービス事業所と、4カ所の相談支援事業所、2カ所の障害児通所支援事業所があります。しかしながら、行動援護、同行援護、施設入所、自立訓練（機能訓練）及び就労移行支援など、提供が行われていないサービスがあります。

安来市内の障がい者支援事業所数

障害福祉サービス事業所	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	5 事業所
	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援	8 事業所
	短期入所	2 事業所
	施設入所	0 施設
	療養介護	0 事業所
	共同生活援助(グループホーム)	3 事業所
相談支援事業所		4 事業所
障害児通所支援事業所		2 事業所

(6) まとめ

本市全体の障がい者数は年々減少していますが、精神障がい者数は増加傾向にあります。人口減少が進む中、精神障がい者数が増加している背景には、「発達障がい」や「うつ病」などの言葉が一般に浸透してきたことによって、これまで表面化していなかった障がい者が顕在化してきたことが考えられます。

身体障がい者数は減少し続けていますが、その 80%を高齢者が占めている現状を鑑みると、中高年齢者の増加による障がい者数の増加だけでなく、高齢者の超高齢化による障がいの重度化が予想されます。

特別支援学級や障がい者雇用など、障がい者を受け入れる環境は少しずつですが整ってきています。一方、障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスについては、本市において提供されていないサービスもあることから、近隣市町との連携が必要です。また、障がい者の実状や動向に注視して、サービスの過不足について検証する必要があります。

2. 障がい者施策に関する市民意識

本計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内に在住している障がい者手帳所持者や、市内で活動している障がい者団体、および障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を実施し、生活の状況や福祉サービス利用・提供の状況、障がい者施策に対する意見などをお聞きしました。

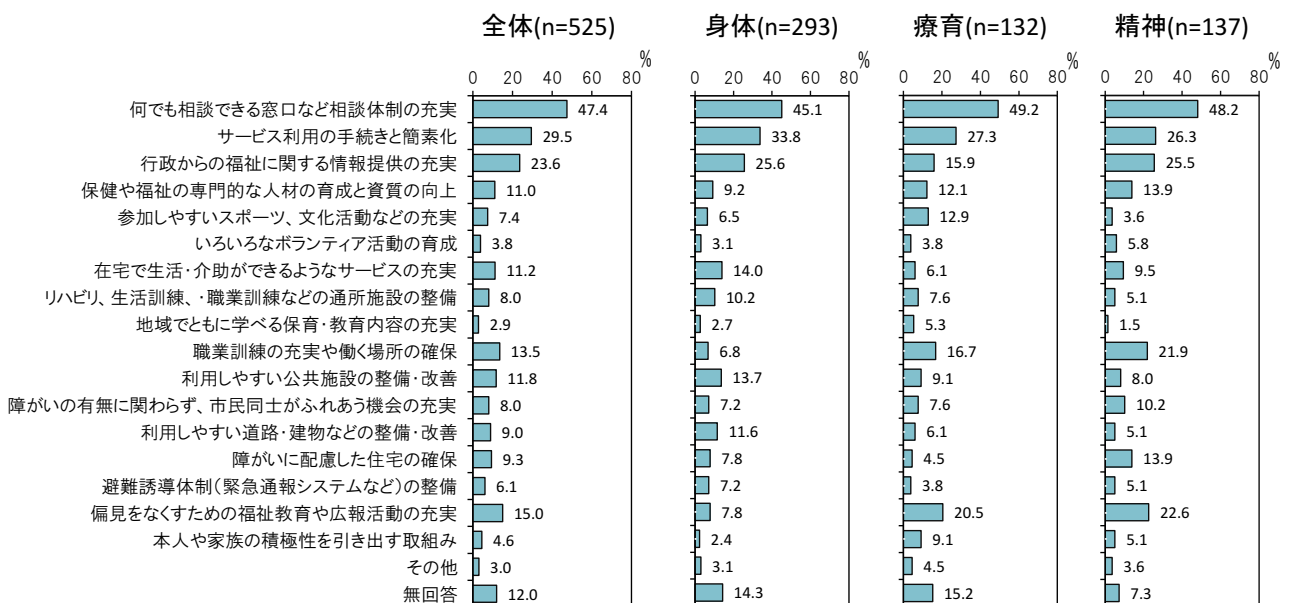
(1) 障がい者の意識

《調査の概要》

調査目的	障がいのある方の生活状況や障害福祉サービスの利用状況およびニーズを把握し、計画策定の基礎資料とする。
調査対象	安来市在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している方 1,000名（無作為抽出）
調査方法	配布・回収とも郵送
調査期間	平成 29 年 11 月
回収状況	525 名（回収率 52.5%）

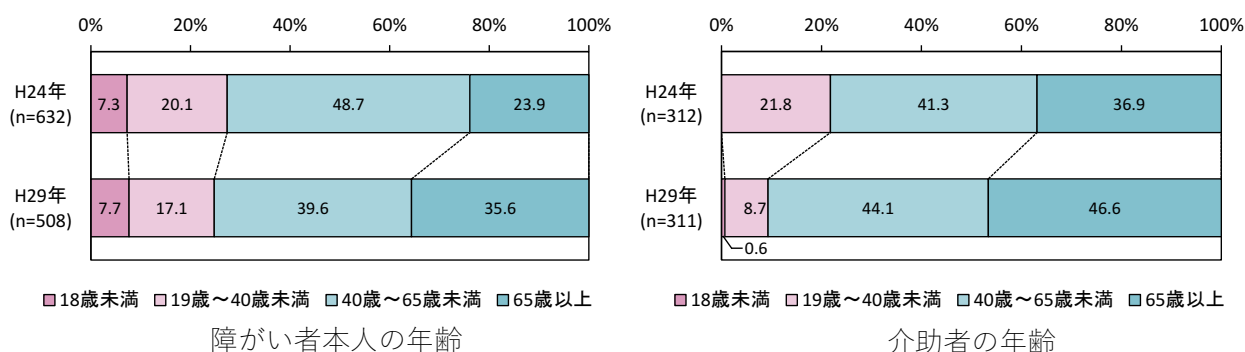
《主な調査結果》

- 行政として積極的に進めるべき施策として、「相談体制の充実」が約半数の障がい者から求められており、「サービスの利用手続きの簡素化」が30%、「福祉に関する情報提供の充実」が25%と続いています。
- 身体障がい者においては、「在宅で生活・介助ができるサービスの充実」、「利用しやすい公共施設の整備」、「利用しやすい道路・建物の整備」が重要であるという回答が、他の障がい者より多くなっています。
- 知的障がい者においては、「偏見をなくすための福祉教育・広報活動の充実」、「職業訓練・働く場の確保」、「参加しやすいスポーツ・文化活動の充実」が重要であるという回答が、多くなっています。
- 精神障がい者においては、「偏見をなくすための福祉教育・広報活動の充実」、「職業訓練・働く場の確保」、「障がいに配慮した住宅の確保」が重要であるという回答が多くなっています。
- 障がいの種類や状況に応じて必要な支援が異なるため、障がい者それぞれが抱える困難に対して、柔軟に対応できる施策が必要であることがうかがえます。



障がい者も住みよいまちにするために、積極的に進めていくべき取り組み

- 回答者の年齢は「40歳～65歳未満」と「65歳以上」で全体の75%となっています。平成24年に実施した調査より、「65歳以上」の割合が10ポイント高くなっています。
- 障がい者を主に介助している方の年齢は、「40歳～65歳未満」と「65歳以上」で全体の90%を占めています。障がい者の年齢と同様に、平成24年調査より、「65歳以上」の割合が10ポイント高くなっています。
- 障がい者本人の高齢化とともに、介助者の高齢化についても施策の検討が必要です。



(2) 障がい者を支援する団体の意識

《調査の概要》

調査目的	障がい者を取りまく課題や障がい者施策に対する意見を把握し、計画策定の参考とする。
調査対象	市内で活動している障がい者団体（4団体）
調査方法	配布・回収とも郵送
調査期間	平成29年11月
回収状況	4団体（回収率100.0%）

《主な調査結果》

- 障がい者が抱えている日常生活の課題として、「移動や外出」、「医療や通院」、「偏見や差別」、「日常の介助」などがあげられました。特に、障がい者も介助者も高齢化が進んでおり、老後の不安が多くあります。

- 団体の活動を活性化させるためには「新規加入者の勧誘」のほか、「ボランティアの育成」や「活動拠点の整備」が必要とされています。
- 高齢化が進み、障がい者の介護支援や居場所の確保が課題となっていることに加え、会員数の確保も難しくなっている現状があります。

(3) 障害福祉サービス事業所の意識

《調査の概要》

調査目的	障害福祉サービスの提供状況や課題、障がい者施策に対する意見を把握し、計画策定の参考とする。
調査対象	市内に事業所がある、障害福祉サービス事業所（17 事業所）
調査方法	配布・回収とも郵送
調査期間	平成 29 年 11 月
回収状況	14 事業所（回収率 82.3%）

《主な調査結果》

- ほとんどの事業所において、防犯対策や防災対策が進められています。
- 「職員の確保が難しい（57.1%）」、「報酬単価が低く、採算性に不安がある（42.9%）」ということが、障害福祉サービスにおける定員の増員や新規参入が進まない理由と考えられています。
- 円滑な事業運営のために、「職員の資質向上（78.6%）」、「支援員の確保（64.3%）」、「サービスの内容・質の向上（57.1%）」、「報酬単価の向上（57.1%）」が課題であるとされています。
- 今後の事業運営にあたっては、「行政との情報共有（71.4%）」、「事業運営に必要な情報提供（71.4%）」、「財政面での支援」が必要とされています。本市内において不足している事業や、本市内で実施されるスポーツ・文化活動などの情報、利用者確保につながる障がい者の情報について、共有や提供が必要という意見があります。
- 障がい者にやさしいまちにするために、社会の理解と支援体制の広がりが重要であるという意見があります。

第3章 基本施策

施策の体系

目標の実現に向けて施策を展開するにあたっては、国や県、社会の動向をふまえて、次の5つを基本的な方向性として各分野での取り組みを進めます。

施策展開の方向性① 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいを理由とする差別や虐待から守られ、安心して生活できる地域社会の実現に向けて、啓発の促進や、権利擁護の推進を図ります。

施策展開の方向性② 自立した地域生活の支援

自らの意思にもとづいた豊かな生活の実現に向けて、個人の能力や適性に応じたサービスの提供や社会参加の促進を図ります。

施策展開の方向性③ ライフステージに対応した支援の充実

地域生活が生涯にわたって維持される社会の実現に向けて、療育、教育の充実や就労の促進など、ライフステージに応じた切れ目ない支援の提供を図ります。

施策展開の方向性④ 保健・医療の充実

住み慣れた地域で障がいの原因となる疾病などの予防、治療、リハビリテーションなどが受けられる社会の実現に向けて、早期発見・早期治療の推進や、医療体制の整備を図ります。

施策展開の方向性⑤ 住みよいまちづくりの推進

安全に安心して生活できる社会の実現に向けて、住環境の整備や移動手段の充実、防犯・防災対策の推進を図ります。

1. 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、市民だれもが一人の人間として尊重されなければなりません。障害者権利条約批准などの国や県・市の施策、また国際的な潮流によって、障がいや障がい者に対する一定の理解が進んでいます。しかしながら、障がいに対する理解の不足や誤解から生じる、偏見や差別を感じている障がい者は、未だ少なくないのが現状です。障がい者が、障がいを理由に不利益を受けることがないように、一人ひとりの正しい理解と、お互いを認めて尊重しあうことが大切です。

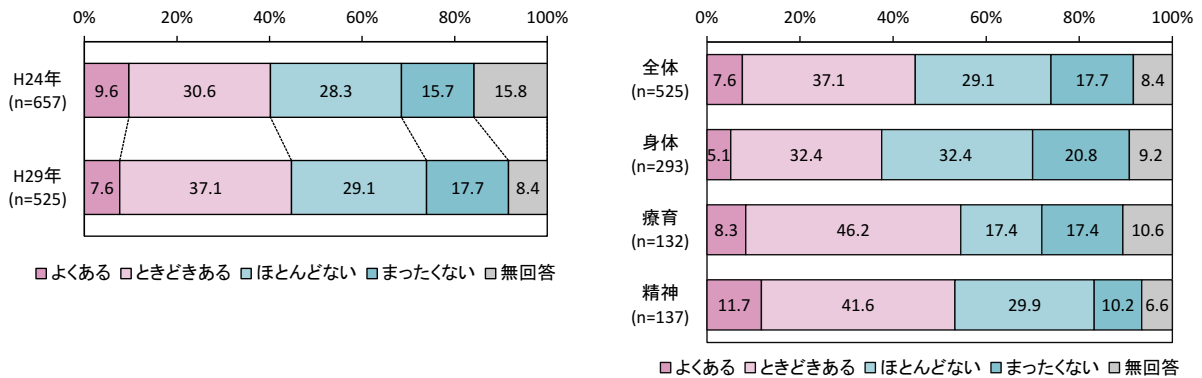
(1) 差別の解消の推進

アンケートの結果では、地域において「障がいを理由に差別や偏見を感じる」と答えた人の割合は、44.7%となっており、前回調査に比べると4.5ポイント高くなりました。障がい種別では、知的障がい者と精神障がい者の「差別や偏見を感じる」と答えた人の割合が50%を超えており、身体障がい者と比べて高くなっているのが目立ちます。

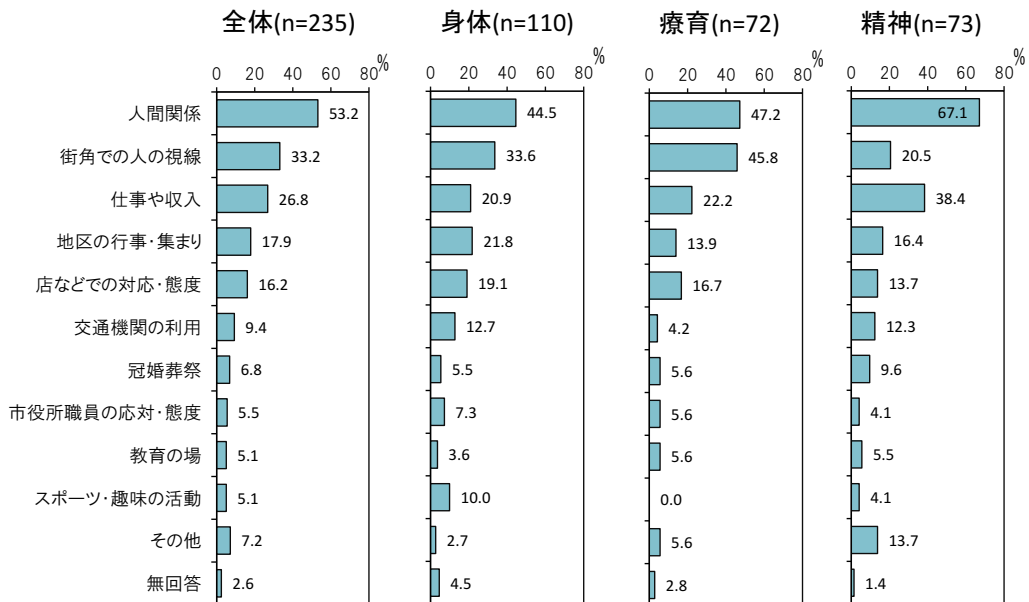
また、差別や偏見を感じる場面としては、「人間関係」が53.2%と最も高い割合となっており、「街角での人の視線(33.2%)」、「仕事や収入(26.8%)」と続いています。差別や偏見を感じる場面は障がいの種類によっても異なり、身体障がい者では「スポーツや趣味の活動」、知的障がい者では「街角での人の視線」、精神障がい者では「人間関係」と「仕事や収入」が他と比べて高くなっています。

今後、障がい者の社会参加を進める中で、さまざまな場面において障がいを理由に地域で暮らしにくさを感じることがなくなるよう、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図るとともに、合理的配慮の提供を促進して差別の解消に努めます。

◆ 障がいがあることで差別や偏見を感じることはありますか。



◆ どのような状況で差別や偏見を感じましたか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 市民や事業者などへの啓発活動の推進

障がい者に対する差別を防止するために平成 28 年に施行された障害者差別解消法の内容紹介なども含め、障がい者への差別の解消に関する啓発を継続的に行い、市民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深める取り組みを進めます。

▶ 行政サービスなどにおける配慮

職員や指定管理者が「不当な差別の取り扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」に適切に対応できるよう、対応要領の策定に努めるとともに、職員の研修などを実施することにより、窓口などにおける障がい者への配慮の徹底を図ります。また、選挙においては、障がいのある人の投票に支障がないよう、投票所のバリアフリー環境の整備並びに、合理的配慮の提供を行います。

▶ 合理的な配慮の推進

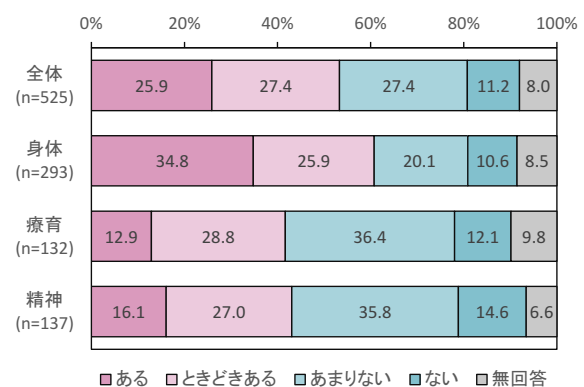
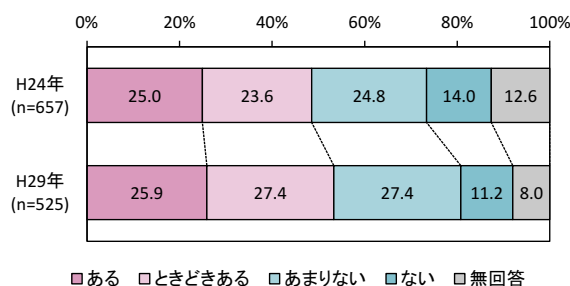
障がい者の差別の解消に向けた取り組みの裾野を広げるため、合理的配慮の提供などの事例などを発信することで、市民や事業者の合理的配慮の実践を促進します。

(2) 理解・啓発の促進

アンケートの結果では、地域の人と「交流する機会がある」と答えた人の割合は、53.3%と前回調査と比べて 4.7 ポイント高くなっています。身体障がい者の 60%は地域の人と交流の機会があると答えていますが、他の障がいにおいては 40%にとどまっています。

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすための基礎づくりとして、障がいに対する認識や理解を広める必要があります。まずは障がい者と交流することで関心をもっていただき、交流を通して正しく理解を深めていただくため、さまざまな情報メディアの活用や各種イベントの機会を捉えて、啓発活動を積極的に進めます。また、広く福祉体験やふれあいの場を設け、経験と実感を得られる福祉教育を推進します。

◆ 地域の人々と接する機会がありますか。



今後の取り組み

▶ 行政、関係機関における意識の向上

障がい者に直接かかわる機会の多い行政・サービス事業者等については、意識の向上や理解を深めるため、研修や啓発の促進を図ります。

▶ 発達障がいや難病などへの理解の促進

自閉症スペクトラム障がい（ASD）や学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（AD・HD）などの発達障がいや、長期の療養が必要となる難病など、十分に理解の進んでいない障がいなどについて、理解の促進に努めます。

▶ 各種イベントにおける啓発活動の推進

市内で行われるさまざまなイベントを啓発活動の機会と捉え、障がい者への理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、障がい者の参加に配慮します。

▶ 障がい者関係団体や庁内関係課との連携による啓発活動の充実

障がい者関係団体や庁内関係課と連携しながら、障がいに関する正しい知識・理解を市民に広げる活動を実施します。

▶ 学校教育における福祉体験の場づくり

学校教育において、各種福祉体験活動や福祉施設の見学などの交流活動を充実させ、障がい者とふれあうことで、ともに支えあう福祉の心を培います。また、障がい疑似体験や障がい特性を理解する授業などを実施し、子どもの頃から障がいに対する理解の浸透を図ります。

▶ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

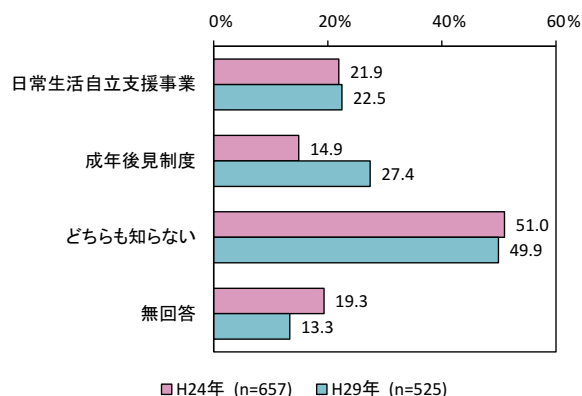
内部障がいや難病など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が、周囲の方から援助を受けやすくなるよう、島根県が推進するヘルプマーク・ヘルプカードの普及の取り組みに連携します。

（3）人権・権利擁護の推進

判断能力やコミュニケーション能力に困難を抱える知的障がい者や精神障がい者は、生活上のさまざまなサービスを利用する際に、お金の管理や契約に関することなどで権利を侵害される心配があります。障がい者が一人の人間として生活していくことができるよう、財産の保全管理や円滑なサービスの利用における契約などの意思決定に対する支援制度として、「日常生活自立支援事業^{※1}」や「成年後見制度^{※2}」があります。しかしながら、アンケートの結果では、これらの制度を知っている人はそれぞれ 30%未満という状況で、認知度が低いことが明らかになりました。障が

い者の社会参加を支えるため、これらの制度の普及・利用を進めます。また、関連する機関と連携し、障がい者に対する虐待など権利侵害の防止と早期発見に努めます。

◆ 知っている権利擁護サービスはありますか。（複数回答）



※1 日常生活自立支援事業…認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行うもの。

※2 成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、不利益を受けないよう、家庭裁判所に申立てをし、その方を援助する成年後見人を付ける制度。

今後の取り組み

▶ 権利擁護の推進

関係機関や団体と連携して相談窓口を充実させ、障がい者に対する権利侵害防止や問題の早期発見・早期解決の体制を強化します。

▶ 成年後見制度などの普及促進

判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及・啓発を図ります。また、法人後見人に対する支援の継続や市民後見人の育成に努めます。

▶ 虐待防止の取り組みの強化

障がい者虐待の防止に関する啓発活動や通報・相談窓口の周知を行い、障がい者への虐待防止・早期発見に努めます。また、安来市障がい者虐待防止センターにおいて、

虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに、養護者に対する支援を行うとともに、関係機関などとの連携協力体制の整備を進め、支援体制の強化を図ります。

▶ **人権教育の推進**

障がいに関する問題をはじめ、さまざまな人権問題についての市民の正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催に努めます。

2. 自立した地域生活の支援

障がいの有無にかかわらず、家族や友人がいる地域で安心して豊かに暮らすためには、自らの意思にもとづいてさまざまなことを決定するなど、その意思を表明することが重要です。障がいのある人は、日常生活の中でたくさんの不安や不便を感じています。日常生活や社会生活で直面する諸問題について、適切に意思決定を行うことができるよう、身近で気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができる支援体制の確立が必要です。

また、支援は直面している問題の解決だけに着目するものではなく、障がい者の地域での自立した生活を実現するものでなければならないという認識をもつことが大切です。

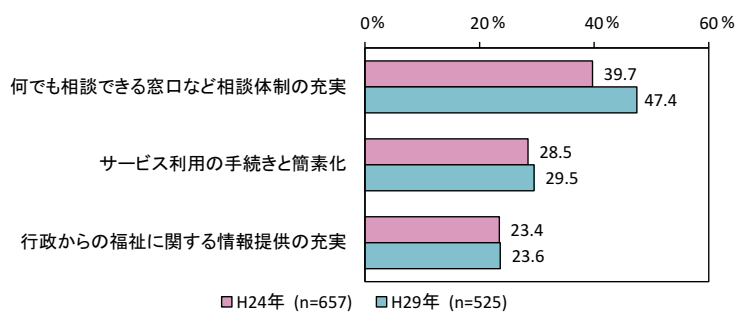
(1) 相談・情報提供体制の充実

アンケートの結果では、障がい者も住みよいまちにするために行政が積極的に取り組むべきこととして、「相談体制の充実（47.4%）」、「サービス利用手続きの簡素化（29.5%）」、「情報提供の充実（23.6%）」が上位にあげられており、どの項目も前回調査より必要と感じている人の割合が高くなっています。

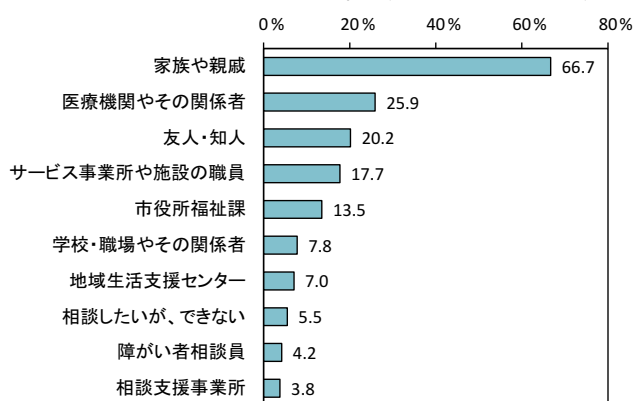
困ったときの相談先としては、「家族や親戚」が66.7%と最も多くなっています。家族や親戚には話しやすいということもありますが、専門的なことなど、家族だけでは解決が難しいことも少なくありません。そのため、障がい者やその家族、介助者が抱えるさまざまな相談ニーズに対応できるよう、専門機関との連携や機能活用を図り、専門性の高い相談支援の充実を進めます。また、民生委員や児童委員、地域の団体や組織など、家族以外の身近に相談しやすい相談先の確保に努めます。

一方、福祉に関する情報の入手先として、最も回答割合が高かったのは「市役所福祉課（33.9%）」でした。「医療機関（29.7%）」、「施設・サービス提供事業所（23.0%）」と続いており、情報提供においてもこれらの機関との連携が必要であることが明らかとなりました。視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮も含め、必要なときに、必要な情報が得られるよう、さまざまなメディアを活用した情報提供を行うとともに、アクセシビリティ[※]の向上に努めます。

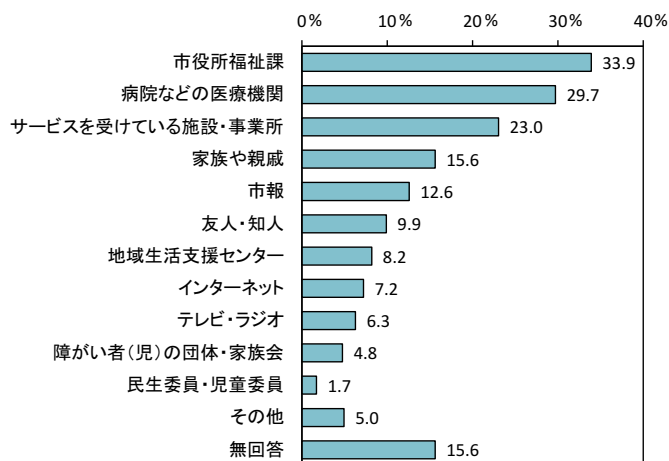
◆ 市が積極的に進めるべき取り組みは何ですか。（複数回答：3つまで） ※上位3項目抜粋



◆ 困ったときに相談する相手はどなたですか。（複数回答：3つまで） ※上位10項目抜粋



◆ 障がいや福祉サービスに関する情報を、どこから得ていますか。（複数回答）



※アクセシビリティ…年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

今後の取り組み

▶ 相談支援体制の強化

相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知に努めることで、だれもが相談できる体制を整備します。さらに、基幹相談支援センターをはじめ各種機関との連携を図り、情報を共有して、専門的な相談や助言を行うことができる体制の強化に努めます。

▶ 障害者等総合支援協議会による連携の強化

安来市障害者等総合支援協議会において、困難事例への対応のあり方や、相談支援専門員の資質向上のための協議を行うとともに、地域の関係機関の連携を強化し、きめ細やかに対応できる体制を整えます。

▶ 地域ケアマネジメント体制の充実

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成する人材の技術向上、育成、確保に努め、相談支援事業所による地域のケアマネジメント体制の充実を図り、福祉・医療・保健・教育・就労など関係機関と連携した地域生活支援の実現を目指します。

▶ 情報提供の充実

本市が実施している各種のサービスや施設・団体・イベント、制度に関する情報について、だれもが手軽に入手できるよう、市の広報紙やホームページや行政告知端末などを活用した情報提供を進めます。また、家族や介助者、障がい者団体、医療機関などの関係機関・団体への情報提供の充実に努めます。

さらに、ボランティア団体などとの連携により、手話通訳や要約筆記などの情報提供に関する事業の充実を促進するとともに、イベントなどさまざまな機会において、これらの事業についての周知に努めます。

▶ 情報アクセシビリティの向上

障がいを理由に情報の入手に困難を感じることがないように、情報提供のあり方について普及・啓発を図るとともに、情報の提供にあたっては情報通信技術（ICT）機器の利用促進を図るため、それらの活用力を向上させる支援を推進します。

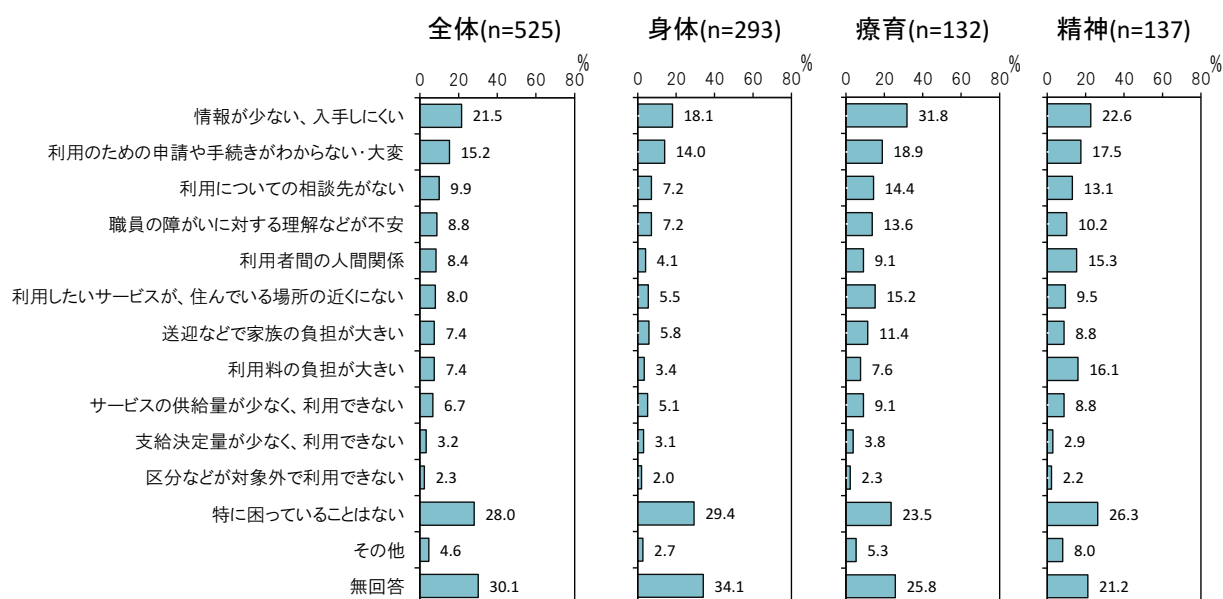
(2) 日常生活を支えるサービスの充実

アンケートの結果では、福祉サービスの利用について困っていることとして、「情報が少ない・入手しにくい（21.5%）」、「手続きがわからない・大変（15.2%）」が多くあげられました。積極的に情報提供を行うとともに、相談支援事業所などとも連携して、障がい者の日中活動の場の提供や在宅生活の支援を行います。

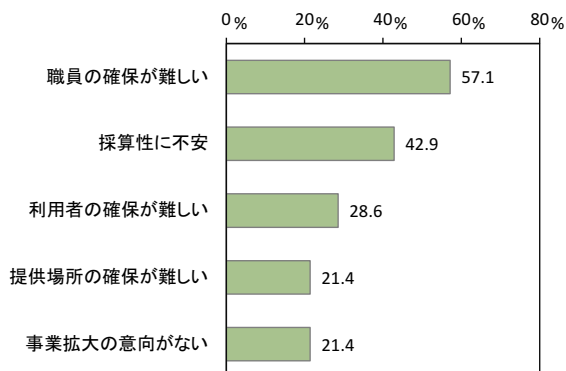
また、回答割合は10%にとどいてはませんが、「住んでいる場所の近くに利用したいサービスがない」、「送迎などで家族の負担が大きい」ことに困っている人も見られます。本市では提供されていない福祉サービスもあることから、事業者や近隣市町とも連携して、障がい者やその家族が、住みなれた地域や家庭で生活できるよう、障がい者の生活を支える障害福祉サービスなどの一層の充実を進めます。

福祉サービスを提供する事業者へのアンケートでは、「職員の確保が難しい（57.1%）」、「採算性に不安がある（42.9%）」といった理由から、サービスの定員増員や新規参入が進まないということがわかりました。また、今後の事業運営にあたり、「行政との情報共有（71.4%）」や「情報の提供を受けたい（71.4%）」といった意見が多くなっています。サービスの充実を進めるため、事業者への情報提供を積極的に行うほか、機関会議などを通じた情報共有・情報交換に努めます。

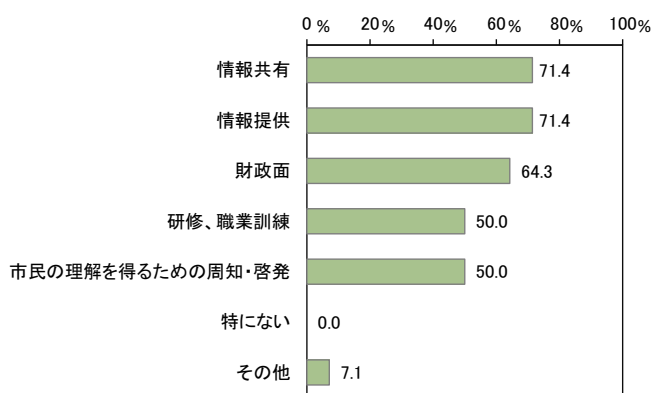
◆ 福祉サービスの利用について困っていることはありますか。（複数回答）



◇ 定員の増員や新規参入が進まない理由は何だと思われますか。（複数回答）



◇ 今後の事業運営にあたって必要な、行政等の関係機関からの支援はありますか。（複数回答）



今後の取り組み

▶ 障害福祉サービスなどの充実

個々の障がい者のニーズ及び実状に応じて、適切な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供を図るとともに、情報提供を行いサービスの利用促進に努めます。また、制度や福祉サービスなどの情報収集を日常的に行い、最新情報が提供できるよう努めます。さらに、サービスの質の確保および向上のため、従事者の資質向上に関する研修会などの情報提供や、事業者に対する助言などの支援を行います。

▶ 各種助成・支援制度の充実

障がい者に対する移動・交通にかかる助成、税制上の優遇措置など、各種支援制度の周知を行い、経済的負担の軽減を図ります。

▶ 難病患者への情報提供と利用の促進

市の広報紙やホームページなどを活用して、難病患者に対して福祉サービスなどを周知するとともに、関係機関との連携により、利用の円滑化を図ります。

▶ 各機関や団体間の情報共有・協議の場への参加

適切な障害福祉サービスの提供を図るため、関連機関などと情報共有の強化に努めるとともに、機関会議などへ積極的に参加します。

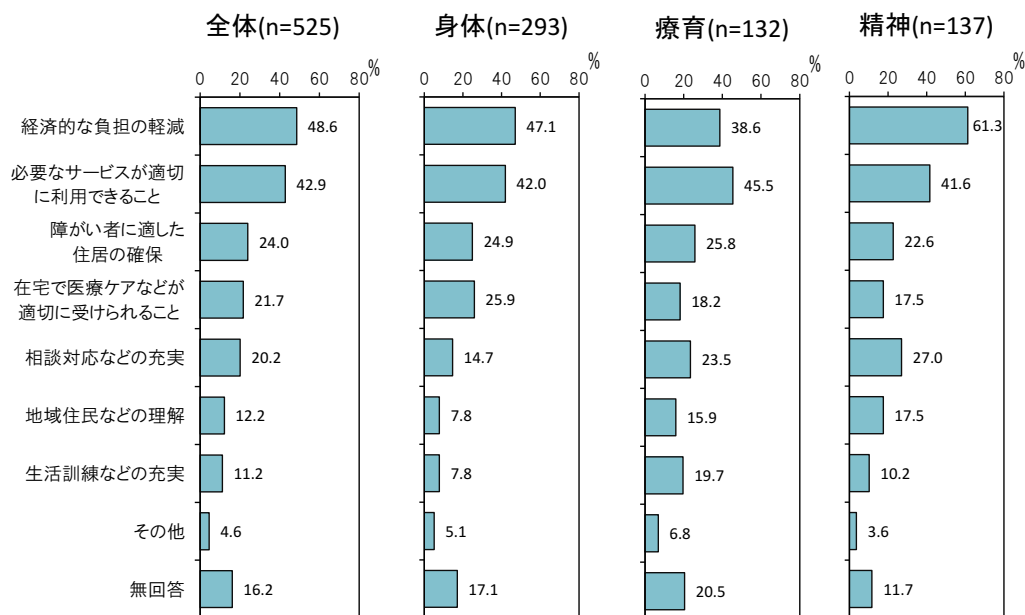
(3) 円滑な地域生活の促進

家族からの独立や、施設入所・入院から地域生活へ移行するために必要なこととして、48.6%が「経済的な負担の軽減」を、42.9%が「必要なサービスが適切に利用できること」をあげています。障がい者の自立した生活を支えるためには、経済面を含め、さまざまな支援の充実が必要となっています。

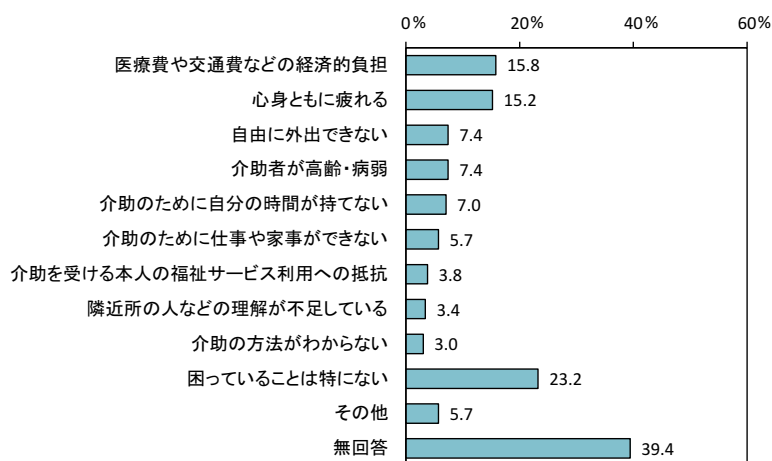
その一方、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進むと、家族など介助者の存在が必要となりますが、介助者の高齢化も今後重要な課題となることが予想されます。介助者が困っていることとして、「経済的負担（15.8%）」、「心身の疲れ（15.2%）」の割合が高くなっています。介助期間が長期にわたると、介助者の余裕もなくなってしまいます。そのような状況をつくらないためにも、介助者の負担軽減に向けた取り組みとして、日中一時支援事業の充実を図ることで、日中における一時的な見守りなどの支援を進めます。

また、障がい者を支援する団体へのアンケートでは、団体の活動を活性化するにあたり、「新規加入者の勧誘」や「ボランティアの育成」が必要であるという意見がありました。高齢化などの影響もあり、会員数の確保が難しく、活動の継続を不安に思う意見もありました。障がい者に対するボランティアの育成や活動を促進することで、障がい者福祉を推進する担い手の裾野を広げます。

◆ 地域で暮らすために必要な支援はありますか。（複数回答：3つ以内）



◆ 介助を行ううえで、困っていることはありますか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 日中一時支援事業の充実

障がい者の家族や介助者などの負担を軽減するため、日中の一時的な見守り支援を行う事業の利用しやすい環境づくりに努めます。

▶ 日中活動の場の充実

地域活動支援センターをはじめ、地域において一人ひとりの目的に合わせて利用できる日中活動の場の提供を図ります。

▶ **地域における住まいの場の確保・充実**

障がい者の生活拠点となるグループホームなどの整備に対して協力を求め、居住施設の確保に努めるとともに、障がい特性に応じた支援ができる支援者の育成を検討します。また、安全で快適な生活環境を確保するため、住まいの改造支援や、地域での生活を可能にするための支援を行います。

▶ **障がい者団体などへの支援**

障がい者やその家族などの団体の活動を支援し、活動の活性化を図ります。

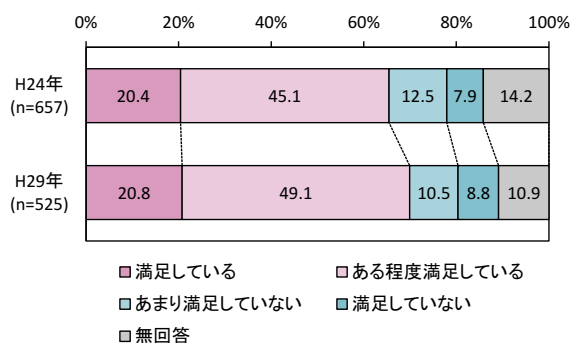
▶ **ボランティアの育成**

手話奉仕員養成講座などを実施し、障がい者の円滑な意思疎通に携わることのできるボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の確保を図ります。

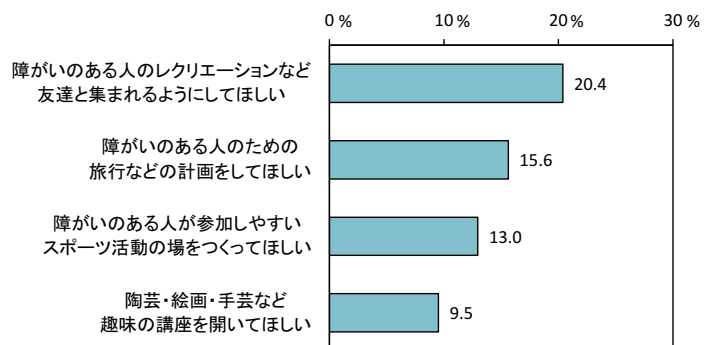
(4) 生きがいのある地域生活の促進

アンケートの結果では、「現在の生活に満足している」と回答した人は 20.8%で、前回調査とほとんど変わっていません。「ある程度満足している」と回答した人は 49.1%と 4ポイント高くなりましたが、障がい者が満足した生活を送ることができているとは言い難い状況です。障がい者が満足した生活を送ることができるよう、障がい者の生活の質（QOL）の向上に向けて、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動、地域活動の場を充実させるとともに、それらの活動への参加を促進します。

◆ 現在の生活に満足していますか。（複数回答）



◆ 文化・スポーツ活動の要望がありますか。（複数回答）



今後の取り組み

▶ 文化・芸術活動への参加の促進

障がい者がいきいきと生活できるよう、交流センター講座や趣味づくりを支援するとともに、地域における文化・芸術活動への参加を通じて社会参加と障がいに対する理解を促進します。

▶ スポーツ活動の充実・振興

障がい者の社会参加の促進を図る事業として、障がい者スポーツ大会を年1回開催します。また、平成32年（2020年）開催の東京パラリンピックを契機ととらえ、障がいに対する理解や障がい者スポーツの認知度の向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて障がいのある人とない人が交流できるよう取り組みます。

▶ 地域活動への参加・ふれあいの場づくりの促進

障がい者が地域の活動に参加することで生きがいをもって生活ができるよう、ボランティア活動や地域行事などに参加しやすい環境づくりを進めます。

3. ライフステージに対応した支援の充実

障がい者のライフステージが変わると、そのステージに応じた課題が生まれ、必要な支援も変化します。現状においては、福祉、保健・医療、教育、就労などの各分野において個別に支援サービスが提供されている場合があり、障がい特性によっては、変化に対応することが難しいといった状況が見られます。障がい者の地域生活を支えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した切れ目のない支援を行うことが必要です。また、できるだけ早い時期から周囲がその人の特性について正しく理解し、適切な支援を開始できるよう、総合的・体系的な仕組みづくりをしていく必要があります。

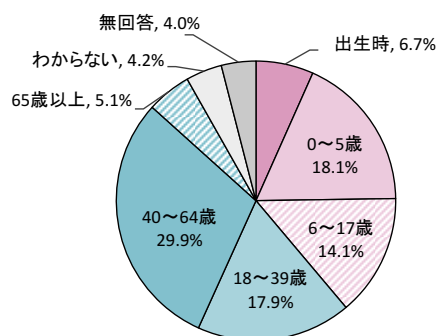
(1) 障がい児支援の充実

近年、自閉症スペクトラム障がい（ASD）や注意欠如・多動性障がい（AD・HD）など、発達障がい又はその疑いのある子どもが増えていると言われています。

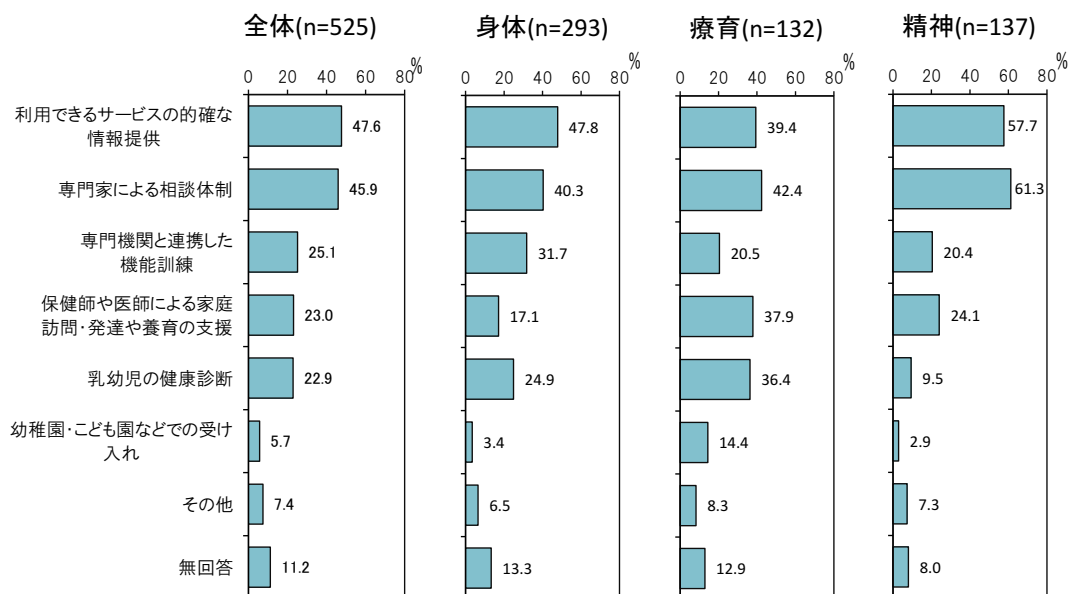
アンケートでは、日常生活に支障があると気がついた年齢をみると、25%の人が「0～5歳」と回答しています。乳幼児期の健診は、障がいの早期発見の機会になるとともに、保護者の不安解消の機会にもなるため、専門家による相談支援体制も充実させて障がいの早期発見を推進します。

また、障がい児の発達を支援するため、早期療育の開始に対しても積極的に取り組みます。保護者の負担軽減となるよう、身近な地域で支援が受けられる療育体制の充実に取り組むとともに、障がいを理由に就学や教育が制限されないことがないよう、教育相談の実施に努めます。

◆ 日常生活に支障が生じはじめたのはいつ頃ですか。



◆ 障がいの早期発見・早期治療のために必要だと思う支援がありますか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 障がいの早期発見・早期療育

乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業の充実や関係機関との連携を深めることにより、障がいの早期発見に努めます。また、支援が必要な場合には、適切な医療や専門的な療育へとつなげていく体制づくりを進めます。

各種健康診査の結果により、事後指導が必要な場合に向けては、健康教室や健康相談の充実を図り、疾病の予防と不安解消に努めます。

▶ 療育体制の充実

障がい児が早期段階から障がいや心身の発達の状況に応じて療育指導が受けられるよう、関係機関との連携による情報交換や協力体制づくりを推進します。

▶ 障がい児保育の充実

障がい児が安全に安心して保育を受けることができるよう、幼稚園・保育所・こども園の施設の充実に努めます。また、保育士の専門性向上のため、研修の充実に努め、障がい児の健やかな発達を支援できる保育環境の提供に努めます。

▶ 就学相談体制の充実

就学前児童一人ひとりに対して、適切な就学相談・指導を行うため、就学前検診や就学指導委員会による調査、教育相談を実施します。

▶ 医療的ケア児への支援

医療的ケアが必要な障がい児について、保健・医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、心身の状況に応じた適切な支援を図ります。

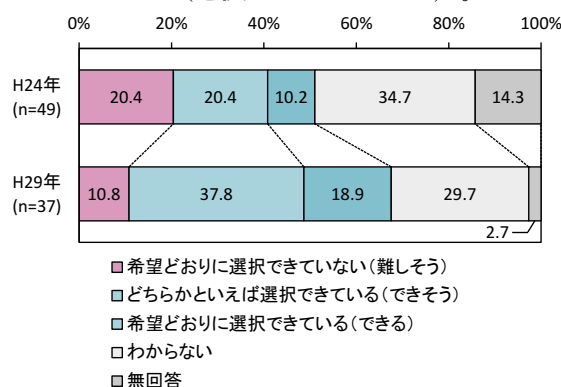
(2) 学校教育の充実

アンケートの結果、学校教育において希望する進路を「選択できている・できそう」と回答した人は56.7%と、前回調査より26.1ポイント高くなっています。今後も、一人ひとりの状況や将来の見通しも含めて、その子にとって最も好ましい教育環境の提供に努めます。個性や可能性を伸ばす教育を推進するとともに、障がいを理由に夢や希望を諦めてしまうことがないように、進路指導の充実を図ります。

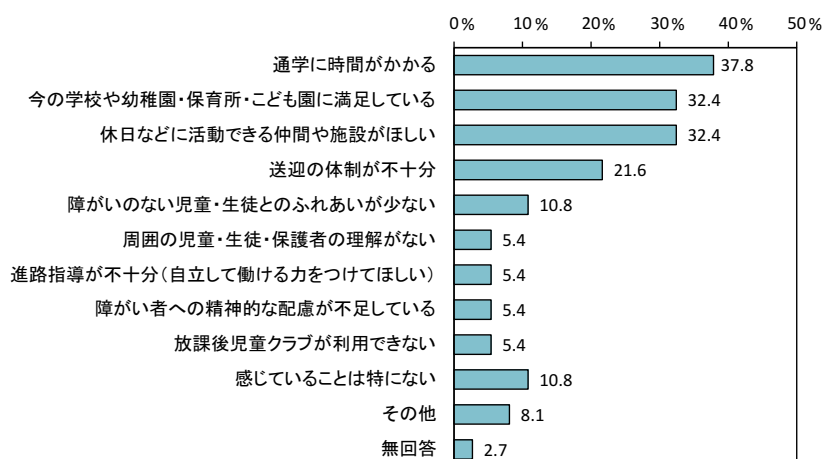
学校教育などについては、32.4%の人が「現在の施設に満足している」一方で、「通学に時間がかかる(37.8%)」、「送迎の体制が不十分(21.6%)」と感じている人もいます。円滑な通所・通学手段の充実も努めます。

また、子どもの頃から障がいの有無に関係なく一緒に生活することで、お互いの存在を認めあう心が育まれます。一人ひとりの個性が尊重される社会をつくるためにも、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じように地域の学校で学ぶことができるよう、障がい児の学習環境整備を進めます。

◆ 希望する進路が選択できていますか(選択できそうですか)。



◆ 通園・通所・通学をしていて、感じていることはありますか。(複数回答：3つ以内)



今後の取り組み

▶ 特別支援教育の推進

市内の幼稚園、小・中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置など、特別支援教育体制の整備を推進します。

▶ 教職員の資質向上

教職員に対し、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、障がい児に対する理解を深めるとともに、指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育関係者による教職員への相談支援を推進します。

▶ 進路指導の充実

障がい児が幅広く進路を選択できるよう、進路指導者を中心として、関係機関との連携を推進します。

▶ 学校施設のバリアフリー化の推進

障がい児の学習環境を整えるため、すべての児童・生徒が安全に楽しく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化に努めます。

▶ 移動手段の充実

イエローバスの利便性の向上や移動支援事業などの推進により、通所・通学における円滑な移動手段の充実に努めます。

▶ インクルーシブ教育システム[※]の構築

障がい児の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、本人や保護者の意見を尊重し、できる限り地域の子どもとともに学ぶことができる教育を推進するとともに、学校における相談や支援体制の充実に努めます。また、人員配置や授業の進め方、教材の工夫など、できる限りの配慮を行います。

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

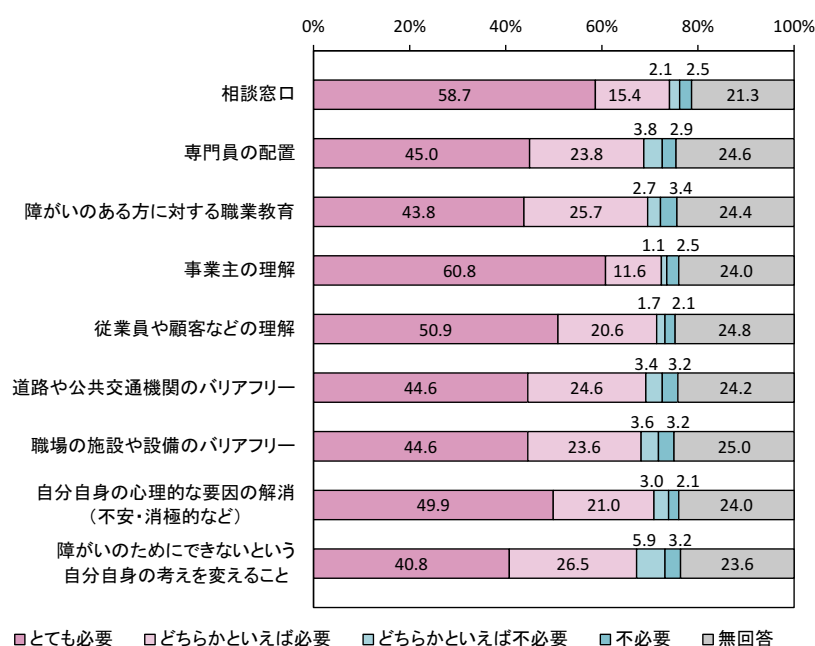
(3) 雇用・就労の促進

障がい者の就労は、障がい者自身の生きがいになるとともに、社会全体にとっても非常に重要なことです。そのため、働くことを望んでいる障がい者の、障がいの状況や能力に応じた就労を支援する必要があります。

アンケートの結果では、障がい者が仕事に就くためには、特に「相談窓口」、「事業主の理解」、「従業員や顧客の理解」が必要であるとされています。障がい者雇用について普及・啓発に努めるとともに、障がい者だけでなく事業主に対する相談体制の充実を図り、障がい者雇用の拡大を進めます。

また、障がい者の意欲や適性に応じた職業能力の開発・訓練を支援し、経済的な自立と自己実現を目指します。

◆ 障がい者の就労のため、次の支援はどの程度必要ですか。



今後の取り組み

▶ 企業に対する雇用の啓発

公共職業安定所（ハローワーク）との連携のもと、企業や事業主に対して特例子会社制度や障がい者雇用に関する各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。また、公共職業安定所などとの連携を深め、企業や事業主からの障がい者雇用に関する相談に対応できる体制の充実を図ります。

▶ 特別支援学校との連携

卒業後の進路決定に際しては、本人の希望や適性能力に応じた進路先の選択が可能となるように、特別支援学校（養護学校）などと連携して、福祉サービス（就労系）の利用に関する支援を行います。

▶ ジョブコーチ※派遣制度の普及

企業や事業主に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がい特性をふまえた専門的な援助を行うことで、障がい者の職場への定着を促進します。

▶ 障がい者の職業的自立の推進

障がい者の一般就労に向けて、就労移行支援や就労継続支援を通して、就労の機会の提供や一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に対する支援を行います。

また、事業所やハローワークなどと連携し、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）や障害者インターンシップ事業などの周知・利用を推進し、企業が障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を増やすことで、本格的な雇用に向けた支援を行います。

▶ 就労相談への対応

ハローワークや松江障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、就職前から就職後のフォローまで、一貫して適切な相談・助言ができるよう、体制の充実を図ります。

▶ 多様な働き方への対応

働く機会の充実に努めるとともに、就労支援事業などにより、障がい者の就労に必要な知識や能力の向上を図るための支援の提供を行います。

▶ 福祉的就労の充実

一般就労が難しい方のために、自立と社会経済活動への参加に向けて必要な訓練や就労の場の提供を行います。また、工賃の確保も視野に入れながら、事業所や作業所のニーズにあった創作・生産活動の機会の提供、充実を支援します。

▶ 障がい者優先調達の促進

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者が働く職場からの優先調達について普及・啓発を図るとともに、庁内や関係各所において、優先調達の配慮に努めます。

※ジョブコーチ…障がい者が一般の職場で就労するにあたり、障がい者・事業主および当該障がい者の家族に対して、障がい者の職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職。

4. 保健・医療の充実

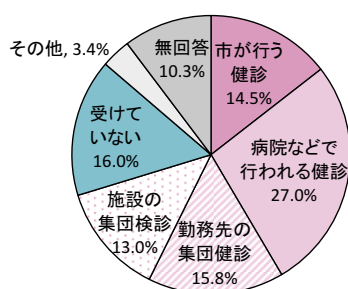
障がいには、先天的な要因によるものだけではなく、事故や疾病等による後天的な障がいもあります。それぞれについて、早期発見・早期治療の体制を確立することで、障がいの軽減や生活能力の維持を図ることができます。また、障がい者や難病患者の中には、長期の療養が必要となり、精神面や経済面への不安が大きくなる場合があります。不安を解消し、安心して療養生活を送ることができるよう、支援制度の充実と、保健・医療体制の整備が求められます。障がいのある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らし続けるためには、住み慣れた地域で医療や健康に関する取り組みが受けられることが必要不可欠です。

(1) 予防・早期発見・早期治療の推進

アンケートの結果では、障がい者のうち、16%の人が定期的に健康診断を受けていない結果となりました。障がいの軽減や重度化を防止するためにも、障がい者の健康づくりや健康診断の受診を促進するとともに、関連機関と連携して各種健診の実施に努めます。

また、障がいのない人でも、疾病を原因として障がい者となることがあります。だれもが地域で健康的な生活を送ることができるよう、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療および健康の維持増進のための取り組みを進めます。

◆ 定期的に受けている健康診断がありますか。



今後の取り組み

▶ 各種健診（検診）の推進

各医療保険者による特定健診や各種がん検診の意義を啓発し、健診（検診）の受診率の向上を図るとともに生活習慣病予防に向けての生活改善や疾病の早期発見・早期治療に努めます。

▶ 健康づくりの推進

健康教育や健康相談の充実を図り、障がい者を含めた市民の健康に対する意識を啓発し、疾病の予防と健康づくりを推進します。

▶ 医療・リハビリテーション体制の充実

個々の障がいの程度種別に応じたりハビリテーション体制が取れるよう医療機関や島根県関係機関と連携し充実に努めます。

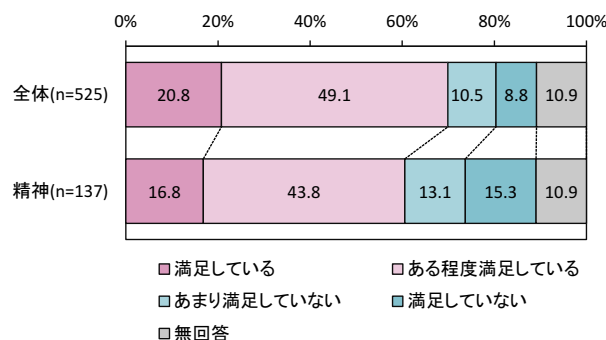
(2) 精神保健対策の推進

精神保健の分野では、国において、入院医療から地域医療への転換に向けた方向性が示され、これに伴い医療体制の充実や社会復帰体制の整備が進められています。精神障がい者の地域移行を促進するという潮流の中、精神疾患に対する偏見や理解の不足、また、生活する場所などの社会資源の不足が課題となっています。

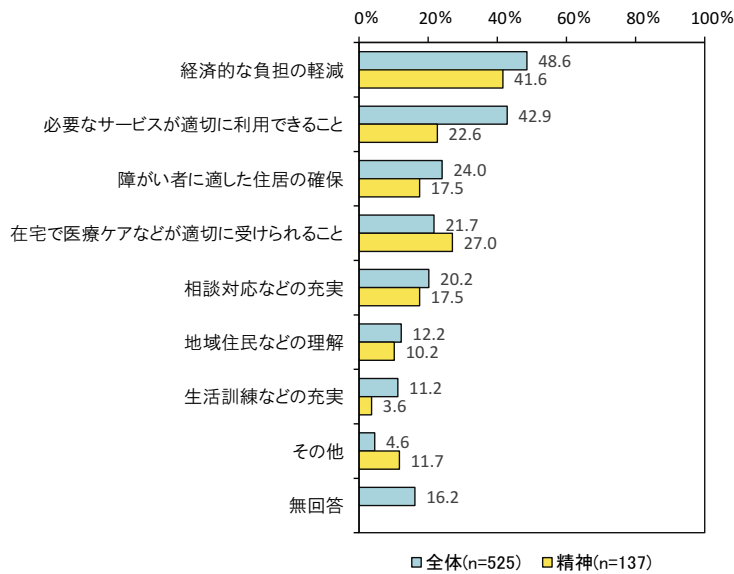
アンケートの結果、精神障がい者のうち、「現在の生活に満足していない」と回答する人は 28.4%となっており、他の障がいと比較すると満足している割合は低くなっています。また、地域で暮らすために必要な支援として「経済的な負担軽減」や「相談対応の充実」、「住民の理解」などをあげる割合が、他の障がいと比べて高くなっており、精神障がい者に対する各種支援を積極的に進めていく必要があります。

精神障がい者の自立と社会復帰を促進するため、精神保健に関する医療・相談体制の整備を進めるとともに、精神疾患に対する理解促進を図ります。

◆ 現在の生活に満足していますか。



◆ 地域で暮らすために必要な支援はありますか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 相談支援体制の充実

精神障がい者及びその家族に対する相談体制の充実に努めます。また、自死対策としてゲートキーパー※養成講座を実施するなど、相談支援体制の充実に努めます。

▶ 医療機関との連携

精神科を有する医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療及び治療継続に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

▶ 精神保健知識の普及啓発

地域住民の精神障がいに対する理解を深めるために、精神保健知識の普及啓発に努めます。

▶ 地域生活の移行に向けた支援の充実

精神科病院などに長期入院していた精神障がい者が、退院して地域で安心して生活できるよう、一般相談支援事業者による相談支援（地域移行、地域定着）を行います。また、保健・医療・福祉などの関係機関や警察などと連携し、地域における支援ネットワークを強化します。

※ゲートキーパー…自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

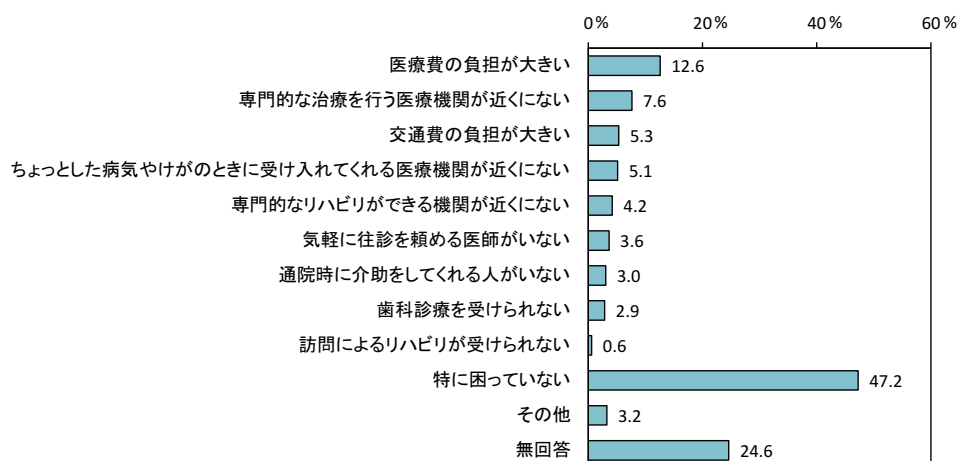
(3) 医療体制の整備

障がい者の中には、定期的な診療やリハビリを必要とする人がいます。特に難病患者の中には治療・療養が長期にわたる人もおり、経済的・精神的にも配慮が必要となります。

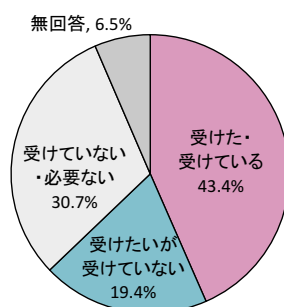
アンケートの結果、診療やリハビリにおいては、12.6%の人が「医療費の負担」の心配を抱えています。経済的な不安を軽減するため、各種医療制度の周知を図り、利用促進に努めます。

また、「近くに専門的な治療を行う医療機関がない(7.6%)」といった不安もあります。さらに、障がい者の中には、身体の不自由や精神的な不安など、何らかの理由で歯科診療をうまく安全に受けることができない人もいます。この1年間に歯の治療を「受けたいが、受けていない」人が19.4%いるのが現状です。障がい者が必要な医療を、必要なときに受けることができるよう、医療機関などと連携して医療機能の向上を図るとともに、島根県や近隣町村とも連携し、広域的な医療体制の構築を進めます。

◆ 診療や健診、リハビリで困ることはありますか。(複数回答:3つ以内)



◆ この1年間に歯の治療を受けましたか。



今後の取り組み

▶ 医療制度などの活用

障がい者の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度など各種支援制度の周知を図り利用促進に努めます。

▶ 医療体制の構築

障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、市民が必要な治療を受けることができるように、医療機能の向上に働きかけます。

▶ 難病患者への支援の推進

難病患者などの療養生活を支援するため、保健・医療・福祉のサービスを効果的に提供できるよう、保健所など関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。

5. 住みよいまちづくりの推進

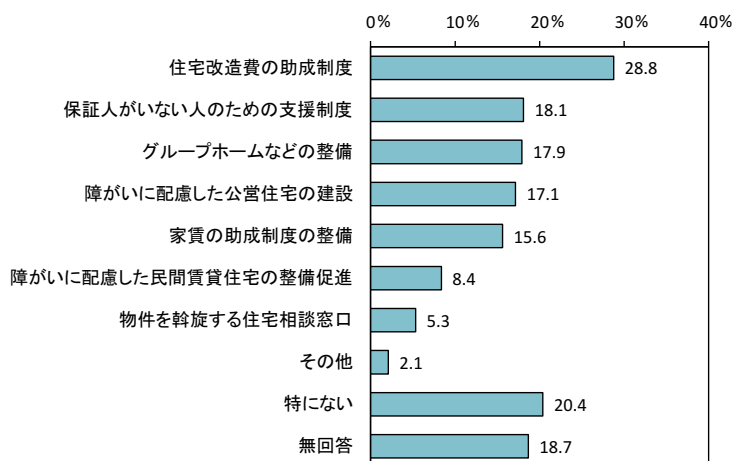
障がいのある人が快適な生活を送ることができるまちとは、高齢者や子育て世帯などのあらゆる市民にとって住みやすいまちです。そのようなまちをつくるためには、社会生活における、物理的、制度的、社会的、心理的な障壁をなくさなければなりません。行政と市民が一体となって、障がいのある人もない人も、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、協力して障壁をなくしていく必要があります。また、障がいのある人は、災害時の避難などにおいて特別な支援を必要としています。普段の生活だけでなく、非常時にも備えておく必要があります。

(1) 住環境の整備

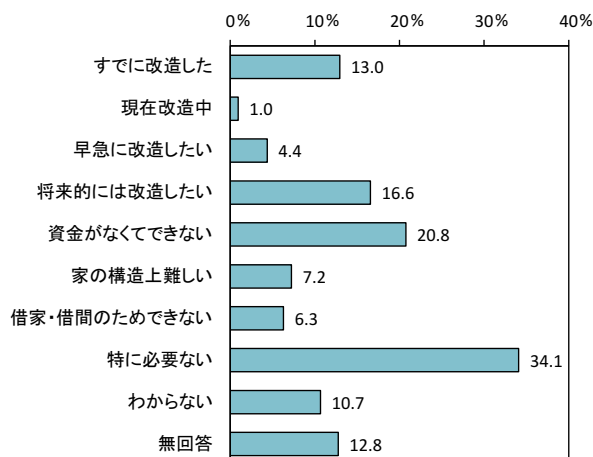
障がい者が住み慣れた地域や住宅で安心して生活をするためには、障がいの状況に応じた住環境の整備が必要となります。アンケートの結果から、「住宅を改造したい」と思っている人は 21.0%で、「すでに改造済み」の人も含めると、住宅改造のニーズは高いことがわかります。その一方、「資金がなくて改造ができない」人が 20.8%、また 28.8%の人が本市に望む住宅支援として「住宅改造費の助成」と回答するなど、経済的な面での不安が大きいことから、各種支援の積極的な情報提供と啓発活動を行います。

また、住宅の整備だけでなく、これまで進めてきた公共施設のバリアフリー化を今後も計画的に進め、障がい者が安全に利用できるよう整備に努めます。

◆ 住宅対策として、安来市に望む支援はありますか。(複数回答:3つ以内)



◆ 住まいの改造について、どのようにお考えですか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 住宅整備の普及・啓発

障がい者の住宅に関する改善事例などの情報提供に努めるとともに、住宅改造に関する相談体制の充実や、福祉サービスにおける住宅改修費の給付などについて、市民への周知を図り、利用を促進します。

▶ 公共施設のバリアフリーの推進

ユニバーサルデザインの考え方のもと、島根県や関係機関、民間事業者と連携し、公共施設・交通機関・歩道・公園などについて、障がい者や高齢者・乳幼児などを抱える家族などの利便性を考慮した計画的な整備・改善に努めます。

▶ 民間施設のバリアフリーの促進

民間施設の整備にあたっては、建築主などに対し、バリアフリーに配慮した施設整備を行うよう働きかけます。

▶ 障がい者などを対象としたごみ収集体制の検討

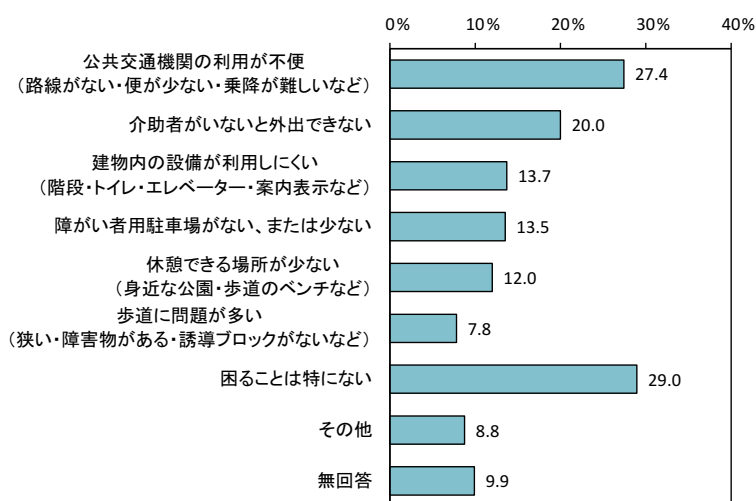
自宅からごみ集積場までごみを排出することが困難な障がい者などを対象とした収集体制などを検討します。

(2) 移動・交通手段の充実

障がい者の自立した生活を支援するためには、移動手段の確保が重要な意味を持ちます。特に山間部などにおいては移動が不便な地域もあり、外出を控える傾向が見られますが、障がい者の外出に対する抵抗感を少なくすることで、積極的な社会参加を促進することもできます。

アンケートの結果では、障がい者が外出時に困ることとして「公共交通機関の利用が不便（27.4％）」、「介助者の確保（20.0％）」、「建物内の設備が不便（13.7％）」などがあげられています。移動手段の確保や、歩行空間のバリアフリー化など、障がい者が外出しやすい環境の整備に努めます。また、関係機関とも連携し、障がい者の移動・交通手段の利便性の向上に向けて取り組みを進めます。

◆ 外出するときに困ることはありますか。（複数回答：3つ以内）



今後の取り組み

▶ 移動支援事業などの推進

屋外での移動が困難な障がい者に対する移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討するとともに、移動支援事業や行動援護などのサービス提供の拡充に向けて、事業者働きかけます。

▶ イエローバスの充実

だれもがどこでもイエローバスに乗車できるよう、路線変更や便数などの検討を行い、障がい者や高齢者などの利用促進と、利便性の向上に努めます。

▶ 自動車改造費及び自動車運転免許取得助成事業の促進

障がい者が自ら自動車を運転して移動ができるよう、自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会活動への参加と自立を促進します。

▶ 歩行空間の整備

交差点の改善、信号機への視覚障がい者用付加装置の設置、誘導ブロックの敷設、段差の解消などを安全かつ円滑に整備し、安全で快適な歩行環境を確保することで、障がい者の社会参加を促進します。

▶ 思いやり駐車場の整備

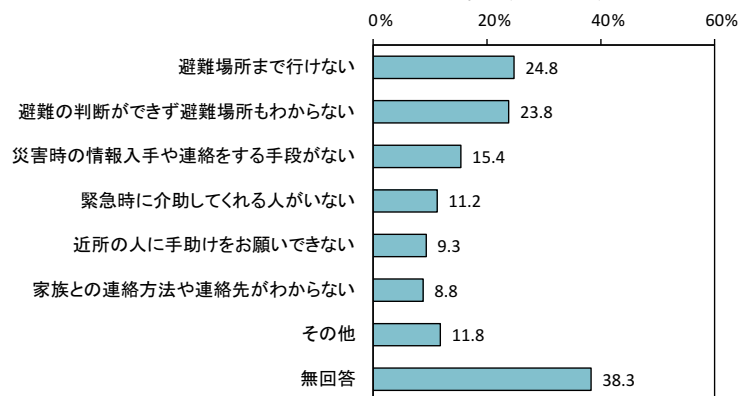
障がい者などの自動車による移動が円滑に行われるよう、公共的施設などにおける身体障害者等用駐車場（愛称「思いやり駐車場」）の整備に努めます。

（３）防犯・防災対策の推進

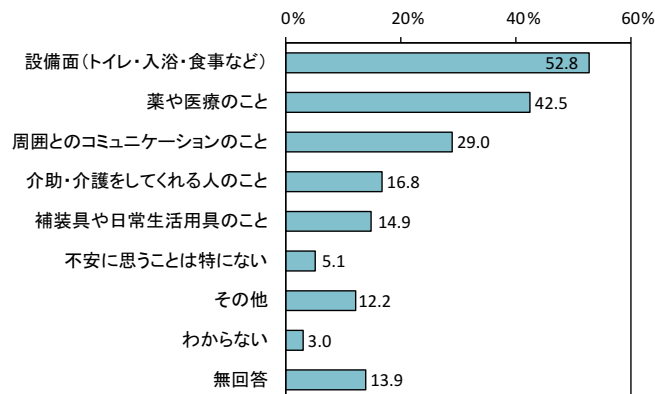
障がい者や高齢者などの災害時等要援護者は、避難に対して特別な支援を必要としており、その避難は近年の重要な課題となっています。アンケートの結果、障がい者の中には、「避難場所まで行けない（24.8%）」ことや、「避難の判断ができない・避難場所がわからない（23.8%）」といった不安を抱えている人がいます。被害を最小限にとどめるためにも、災害時の情報の伝達や避難誘導を、迅速かつ的確に行えるよう、情報伝達手段の充実に努めるとともに、地域でお互いに安否を確認し、助けあえる体制の確立が必要です。避難後についても、避難所や仮設住宅のバリアフリー化、治療やリハビリに必要な物資の調達など、不安なく避難生活が送れるように支援体制の整備を進めます。

また、近年、高齢者や障がい者を狙った消費者トラブルが増加しています。障がい者を犯罪から守るためには、障がい者自身が防犯知識を身につけることはもちろんのこと、家族や地域による日頃からの見守りも必要となります。見守り活動を含めた、安全・安心なまちづくりを地域一体となって進めます。

◆ 避難するときに困ることはありますか。（複数回答）



◆ 避難所で不安に思うことはありますか。(複数回答)



今後の取り組み

▶ 防犯・防災対策の普及推進

障がい者やその家族に対して、防犯・防災に関する知識および対処法などについての啓発を図ります。また、災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの設置に努めるとともに、地域防災計画を随時見直します。

▶ 防災訓練への参加促進

地域の防災訓練などにおいて訓練内容の充実を図るほか、障がい者の訓練への参加を促進し、基礎的な防災知識や技術を習得できるよう指導などに努めます。

▶ 要援護者避難支援制度の普及・促進

災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者などの要支援者を把握するため、災害時等要援護者台帳を作成し、日常的に民生委員・児童委員など関係機関と連携して要援護者の最新情報の把握に努めるとともに、災害時の安否確認や避難支援、人命救助活動を迅速に実施できる体制づくりを進めます。

▶ ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立

災害時にもガイドヘルプや手話通訳など、障がい者のニーズに応じた支援が必要となることから、関係機関と連携し、災害時のボランティア受け入れと派遣を指示できる体制を確立します。

▶ 緊急時の情報提供の充実

災害時には、行政告知端末やホームページ、携帯電話へのメールサービスなどを活用して情報提供に努めます。

▶ **避難生活における合理的な配慮の推進**

避難時には、障がいの特性に配慮した支援が提供できるよう、避難所運営体制の整備を進めます。また、障がいへの理解不足により、不利益な立場となることがないよう、避難障がいに対する理解について啓発を行います。

▶ **地域の防犯対策の促進**

各防犯団体との連携を図り、関係機関との連絡・相談体制を強化します。

▶ **消費者保護の推進**

障がい者や高齢者などを狙った消費者被害を防止するため、消費生活センターや他の相談窓口との連携のもと、悪質商法の手口などの情報提供や苦情などに対する相談の充実に努めます。また、消費生活相談センターや警察機関などと連携し、広報活動や講習会などの開催により、消費者トラブルに巻き込まれないための消費者教育を進めます。

第4章 計画の推進体制

1. 各種関係機関等との連携

(1) 市民、団体、事業者などとの連携

障がい者とともに生きる社会の実現に向け、市民や障がい者団体、障がい者支援事業所、企業、学校、医療機関などさまざまな機関や団体との連携強化に努め、総合的・横断的に施策を推進していきます。また、各機関や団体間の情報交流などを支援し、連携体制の構築を図ります。

(2) 島根県、近隣市町との連携

今後も、制度改正など国や島根県からの情報を収集しながら、施策を展開します。また、本市において提供されていないサービスや、専門的な知識を要する場合など、広域的な対応が必要なものについては、近隣市町との連携や情報交換などを行い、適切な対応に努めます。

(3) 庁内における連携

障がい者施策は、福祉だけでなく、教育、保健・医療、雇用・就労、生活環境など、幅広い分野にわたっているため、全庁的に取り組む必要があります。福祉課内だけでなく、関係各課との連携をさらに強化し、全庁が一体となって総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

2. 計画の進捗状況の点検・評価

基本計画は、障がい者施策を長期的な視野において総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市における障がい者施策の基本的な計画となるものであるため、本計画の実施計画に位置づけられる「安来市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の見直し時に実施される進捗状況の点検・評価をふまえて、本計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、制度改正など社会情勢が大きく変化した場合には、安来市障害者等総合支援協議会を中心として計画を見直し、柔軟な対応を図ります。